

事務連絡  
令和2年10月5日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
労働部

**登録基幹技能者講習事務の取扱いについて(通知)の一部変更について**

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場を支える中核となる人材として登録基幹技能者講習を修了した者の果たすべき役割の重要性が増しているところですが、この度、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改訂する省令（令和2年国土交通省令第69号）により、建設業法施行規則の一部が改正されることに伴い、登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）の内容が変更されている旨、通知がありましたので、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 又木）

事 務 連 絡  
令和2年 9月30日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
都道府県建設業主管部局長 殿  
建設業団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課

登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）の一部変更について

建設現場を支える中核となる人材として、登録基幹技能者講習を修了した者（以下、「登録基幹技能者」という。）の果たすべき役割の重要性が増しており、今後も、登録基幹技能者制度の更なる普及を図ることが必要です。

また、平成30年4月より、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たすこととされているだけでなく、昨年4月より運用開始している建設キャリアアップシステムでは、技能者のレベル最高位であるレベル4として位置付けられ、その証であるゴールドカードが付与されることとされており、登録基幹技能者への期待がますます高まってきております。

この度、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）により、建設業法施行規則の一部が改正されるに伴い、登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）の内容が変更されており、登録基幹技能者講習実施機関に対し別添のとおり通知を行っておりますので、ご参考に送付申し上げます。

**【参考資料】**

- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）
- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）一部抜粋
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）新旧対照表

登録基幹技能者講習実施機関の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設市場整備課長  
(公 印 省 略)

登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）

標記について、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）により、建設業法施行規則の一部が改正されるに伴い、登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）の内容を一部変更したことから、登録基幹技能者講習事務の申請及び実施に当たっては、下記により取扱われたい。

本通達は、令和2年10月1日から施行する。

なお、平成30年3月15日付け国土建整第70号は本通達の施行をもって廃止する。

記

1 登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について

(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「規則」という。）第18条の4第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

① 講義の概要

- ア 講義を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ イの内容ごとの講義時間
- エ イの内容ごとの講師となるべき者

② 試験の概要

- ア 試験を行う科目
- イ アの科目ごとの内容
- ウ 試験時間、問題数及び試験方法

(2) 規則第18条の4第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ① 登録基幹技能者講習の課程を修了した者が基幹的な役割を担う建設工事の建設業の種類
- ② 登録基幹技能者講習事務の一部を他の者に委託する場合にあっては、受託予定者の名称及び委託する事務の内容
- ③ 規則第18条の7の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。

- ア 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習委員の変更履歴と当該者の経歴書等。
- イ 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習実施機関の代表者の氏名及び事務所の所在地の変更履歴。
- ウ 規則第 18 条の 3 の 12 に定める過去 5 年間分の財務諸表等の保管状況。
- エ 規則第 18 条の 3 の 16 第 1 項に定める帳簿及び同条第 4 項に定める過去 3 年間分の書類の保管状況。

2 登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について

事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第 18 条の 6 第 1 項各号に掲げる要件及び規則第 18 条の 8 各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。

(1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第 18 条の 10 第 2 号関係）

登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。

(2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第 18 条の 10 第 3 号関係）

- ① 規則第 18 条の 4 第 3 項第 3 号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。
- ② 講義時間及び試験時間は、それぞれ 50 時間以下、3 時間以下を目安とすること。
- ③ 試験方法は四者択一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とともに、規則第 18 条の 6 第 1 項第 2 号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。

(3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項（規則第 18 条の 10 第 4 号関係）

- ① 建設工事に関する実務の経験及び職長の経験があることを判断するための受講資格として、事務規程に以下の内容を定めること。また、申請者の所属を受講資格としないこと。

ア 建設工事に関する実務の経験：1 の(2)の①により記載した建設業の種類のうち、一種類以上の実務の経験が 10 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 10 年以上であること）

イ アのうち職長の経験：3 年以上の期間（1 の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として 3 年以上であること）

- ② 熟達した作業能力を有することを判断するための受講要件として、事務規程に以下の点を留意して定めること。

ア 登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）その他の法令に基づく試験、免許、免状又は講習がある場合には、当該試験の合格、免許若しくは免状の取得又は講習の修了を要件とする

イ アの試験等が存在しない場合は、登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる試験の合格、講習の修了等を要件とすることができる（特定の所属の者しか受験等できない場合は不可）

ウ ア又はイに加え、優秀施工者国土交通大臣顕彰者（建設マスター）を要件とすることは

差し支えない

- ③ 受講の申込みに当たり、申請者から以下の書類を求めることについて事務規程に定めること。
- ア 実務の経験及び職長の経験を証明する書類（建設工事ごとに実務の経験及び職長の経験の内容（工事名、作業内容及び期間を含む。）が明記され、当該申請者の実務の経験を有する建設業の種類を判定することが可能なもの）で、その内容について事業主（事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者）が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求めること）
  - イ 職長の経験を証明するものとして、以下のいずれかの書類
    - (a) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条に規定する教育を受けたことを証する書類
    - (b) 上記アの職長の経験について、アの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの
- ④ 登録基幹技能者講習試験を不合格となった者に対する次回以降の講義の受講免除措置を事務規程に定めることができる。ただし、この受講の免除は、翌々年度までかつ 2 回までに限るものとする。
- (4) 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項（規則第 18 条の 10 第 5 号関係）
- 受講手数料は、申請者の所属にかかわらず、同一の料金にすること。
- (5) 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項（規則第 18 条の 10 第 6 号関係）
- 講習委員として、平成 20 年国土交通省告示第 362 号の五及び六に掲げる者から一名以上を加えること。
- (6) 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項（規則第 18 条の 10 第 9 号関係）
- ① 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が実務の経験を有する建設業の種類をその表面に記載すること。
  - ② ①の記載に当たっては、登録基幹技能者講習実施機関は、申請者から提出された実務の経験を証明する書類に基づき、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号口に適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定する旨を事務規程で定めること。
  - ③ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が規則第 7 条の 3 第 3 号に該当する場合は、別紙の例に倣い、該当する建設業の種類を明らかにして、建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められることをその表面に記載すること。
  - ④ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、以下の事項をその裏面（備考欄）に記載すること。ただし、事務規程に定めることにより、講習修了証の再交付に代えることができる。
    - ア 氏名を変更した場合の変更後の氏名
    - イ ①により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に受講資格を満たした場合の当該建設業の種類の追加
    - ウ ③により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合（③による建設業の種類の記載がない場合において、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合を含む。）の当該建設業の種類の追加
  - ⑤ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習修了証の有効期限を記載すること。
- (7) その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項（第 18 条の 10 第 14 号関係）

- ① 更新手続きに関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。
  - ア 更新手続きの実施場所に関する事項
  - イ 更新手続きの日程に関する事項
  - ウ 更新手続きの申込みに関する事項
  - エ 更新手続きの手数料の額に関する事項
  - オ 更新講習を実施する場合は、講義の科目、内容、内容ごとの講義時間に関する事項
- ② 更新手続きの手数料の設定については、申請者の過度な負担とならないよう配慮すること。また、更新手続きの手数料は、申請者の所属にかかわらず同一の料金とすること。
- ③ 更新手続きは、講習修了証の有効期限の1年前から受付を開始することができる。
- ④ 講習修了証の有効期限を経過した場合は、事務規程に定めることにより、半年以内に限り更新することができる。また、事務規程に定めるところにより、有効期限経過後1年以内に限り講義の受講を免除することができる。なお、講習修了証の有効期限を経過した者については、経営事項審査における加点対象とはならないことに留意すること。

3 本通達の施行より前に登録基幹技能者講習を修了した者に限り、2の(3)の①のア及びイの年数の要件を単一の建設業の種類における経験年数によって満たさない場合であっても、1の(2)の①の複数の建設業の種類における経験年数によって満たす場合には、2の(7)の更新手続きを行うことができる。ただし、この場合は2の(6)の③、2の(6)の④のウは、適用しないこととする。

4 本通達の施行より前に交付された講習修了証は今後も有効とするが、施行後、登録基幹技能者講習実施機関は2の(6)の③、2の(6)の④のウの記載をした講習修了証を2の(3)の①のア及びイを満たす者に速やかに交付するよう努めること。交付に係る費用は、事務規程に定めるところにより、実費分を本人負担とすることができるものとする。

(別紙)

修了証 表面の記載例

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証	
	修了証番号 第            号
	氏            名
	(生年月日    年    月    日)
	実務経験を有する建設業の種類：            工事業
	この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。
	この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。
修了年月日            年    月    日	
有効期限            年    月    日	
(登録基幹技能者講習実施機関の名称)            印	
(登録番号 第            番)	

登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）

新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後	改正前 (最終：国土建整第70号(平成30年3月15日付))	備考
<p>1 登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について</p> <p>(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「規則」という。）第18条の4第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。</p> <p>①～② （略）</p> <p>(2) 規則第18条の4第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 規則第18条の7の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。</p> <p>ア～イ （略）</p>	<p>1 登録基幹技能者講習事務の申請における添付書類について</p> <p>(1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）（以下「規則」という。）第18条の3の2第3項第3号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。</p> <p>① 講義の概要</p> <p>ア 講義を行う科目</p> <p>イ アの科目ごとの内容</p> <p>ウ イの内容ごとの講義時間</p> <p>エ イの内容ごとの講師となるべき者</p> <p>② 試験の概要</p> <p>ア 試験を行う科目</p> <p>イ アの科目ごとの内容</p> <p>ウ 試験時間、問題数及び試験方法</p> <p>(2) 規則第18条の3の2第3項第7号のその他参考となる事項を記載した書類として、以下の内容を記載した書類を添付すること。</p> <p>① 登録基幹技能者講習の課程を修了した者が基幹的な役割を担う建設工事の建設業の種類</p> <p>② 登録基幹技能者講習事務の一部を他の者に委託する場合にあっては、受託予定者の名称及び委託する事務の内容</p> <p>③ 規則第18条の3の5の登録の更新時には、以下の内容を記載した書類を添付すること。</p> <p>ア 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基幹技能者講習委員の変更履歴と当該者の経歴書等。</p> <p>イ 登録基幹技能者講習事務の開始日又は前回の更新日から更新の申請日までの、登録基</p>	

<p>ウ 規則第 18 条の <u>12</u> に定める過去 5 年間の財務諸表等の保管状況。</p> <p>エ 規則第 18 条の <u>16</u> 第 1 項に定める帳簿及び同条第 4 項に定める過去 3 年間分の書類の保管状況。</p> <p>2 登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について 事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第 18 条の <u>6</u> 第 1 項各号に掲げる要件及び規則第 18 条の <u>8</u> 各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第 18 条の <u>10</u> 第 2 号関係）</p> <p>登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。</p> <p>(2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第 18 条の <u>10</u> 第 3 号関係）</p> <p>① 規則第 18 条の <u>4</u> 第 3 項第 3 号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。</p> <p>② 講義時間及び試験時間は、それぞれ 50 時間以下、3 時間以下を目安とすること。</p> <p>③ 試験方法は四者択一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とともに、規則第 18 条の <u>6</u> 第 1 項第 2 号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。</p> <p>(3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項（規則第 18 条の <u>10</u> 第 4 号関係）</p>	<p>幹技能者講習実施機関の代表者の氏名及び事務所の所在地の変更履歴。</p> <p>ウ 規則第 18 条の <u>3</u> の <u>10</u> に定める過去 5 年間分の財務諸表等の保管状況。</p> <p>エ 規則第 18 条の <u>3</u> の <u>14</u> 第 1 項に定める帳簿及び同条第 4 項に定める過去 3 年間分の書類の保管状況。</p> <p>2 登録基幹技能者講習事務に関する規程（以下「事務規程」という。）について 事務規程の策定に当たっては、登録基幹技能者講習事務が公正に、かつ、規則第 18 条の <u>3</u> の <u>4</u> 第 1 項各号に掲げる要件及び規則第 18 条の <u>3</u> の <u>6</u> 各号に掲げる基準に適合する方法で行われることを担保する規定を設けるとともに、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項（規則第 18 条の <u>3</u> の <u>8</u> 第 2 号関係）</p> <p>登録基幹技能者講習の実施場所及び開催頻度については、講習の課程を修了した者が地域的に偏在しないよう十分配慮すること。</p> <p>(2) 登録基幹技能者講習の日程、公示方法その他の登録基幹技能者講習事務の実施の方法に関する事項（規則第 18 条の <u>3</u> の <u>8</u> 第 3 号関係）</p> <p>① 規則第 18 条の <u>3</u> の <u>2</u> 第 3 項第 3 号の登録基幹技能者講習事務の概要を記載した書類として、国土交通大臣に提出した内容を事務規程に定めること。</p> <p>② 講義時間及び試験時間は、それぞれ 50 時間以下、3 時間以下を目安とすること。</p> <p>③ 試験方法は四者択一式を基本とすること。記述式を併用する場合は、具体的な出題内容とともに、規則第 18 条の <u>3</u> の <u>4</u> 第 1 項第 2 号の合議制の機関で採点基準を定めること。また、試験日ごとに試験問題を変更するとともに、テキスト、ノート類の持込を認める方法はとらないこと。</p> <p>(3) 登録基幹技能者講習の受講の申込みに関する事項（規則第 18 条の <u>3</u> の <u>8</u> 第 4 号関係）</p>	
---	--	--

①～④ (略)

① 建設工事に関する実務の経験及び職長の経験があることを判断するための受講資格として、事務規程に以下の内容を定めること。また、申請者の所属を受講資格としないこと。

ア 建設工事に関する実務の経験：1の(2)の①により記載した建設業の種類のうち、一種類以上の実務の経験が10年以上の期間(1の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として10年以上であること)

イ アのうち職長の経験：3年以上の期間(1の(2)の①の建設業の種類が複数ある場合、単一の建設業の種類における経験年数として3年以上であること)

② 熟達した作業能力を有することを判断するための受講要件として、事務規程に以下の点を留意して定めること。

ア 登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)その他の法令に基づく試験、免許、免状又は講習がある場合には、当該試験の合格、免許若しくは免状の取得又は講習の修了を要件とする

イ アの試験等が存在しない場合は、登録基幹技能者講習の種目に関し、熟達した作業能力を有することを判断できる試験の合格、講習の修了等を要件とすることができる(特定の所属の者しか受験等できない場合は不可)

ウ ア又はイに加え、優秀施工者国土交通大臣顕彰者(建設マスター)を要件とすることは差し支えない

③ 受講の申込みに当たり、申請者から以下の書類を求めることについて事務規程に定めること。

ア 実務の経験及び職長の経験を証明する書類(建設工事ごとに実務の経験及び職長の経験の内容(工事名、作業内容及び期間を含む。)が明記され、当該申請者の実務の経験を有する建設業の種類を判定することが可能なも

<p>(4) 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項（規則第 18 条の <u>10</u> 第 5 号関係） （略）</p> <p>(5) 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項（規則第 18 条の <u>10</u> 第 6 号関係） （略）</p> <p>(6) 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項（規則第 18 条の <u>10</u> 第 9 号関係） ①～⑤ （略）</p>	<p>の) で、その内容について事業主（事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者）が証明したもの（申請者が事業主である場合は、記載事実に相違がない旨の誓約を求めること）</p> <p>イ 職長の経験を証明するものとして、以下のいずれかの書類</p> <p>(a) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条に規定する教育を受けたことを証する書類</p> <p>(b) 上記アの職長の経験について、アの事業主以外の元請の建設業者等が証明したもの</p> <p>④ 登録基幹技能者講習試験を不合格となった者に対する次回以降の講義の受講免除措置を事務規程に定めることができる。ただし、この受講の免除は、翌々年度までかつ 2 回までに限るものとする。</p> <p>(4) 登録基幹技能者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項（規則第 18 条の <u>3</u> の 8 第 5 号関係） 受講手数料は、申請者の所属にかかわらず、同一の料金にすること。</p> <p>(5) 登録基幹技能者講習委員の選任及び解任に関する事項（規則第 18 条の <u>3</u> の 8 第 6 号関係） 講習委員として、平成 20 年国土交通省告示第 362 号の五及び六に掲げる者から一名以上を加えること。</p> <p>(6) 登録基幹技能者講習修了証の交付及び再交付に関する事項（規則第 18 条の <u>3</u> の 8 第 9 号関係） ① 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が実務の経験を有する建設業の種類をその表面に記載すること。 ② ①の記載に当たっては、登録基幹技能者講習実施機関は、申請者から提出された実務の経験を証明する書類に基づき、建設業法（昭和 24</p>	
--	--	--

<p>(7) その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項 (第 18 条の <u>10</u> 第 14 号関係)</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>年法律第 100 号) 第 7 条第 2 号ロに適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定する旨を事務規程で定めること。</p> <p>③ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習の課程を修了した者が規則第 7 条の 3 第 3 号に該当する場合は、別紙の例に倣い、該当する建設業の種類を明らかにして、建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められることをその表面に記載すること。</p> <p>④ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、以下の事項をその裏面 (備考欄) に記載すること。ただし、事務規程に定めることにより、講習修了証の再交付に代えることができる。</p> <p>ア 氏名を変更した場合の変更後の氏名</p> <p>イ ①により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に受講資格を満たした場合の当該建設業の種類追加</p> <p>ウ ③により講習修了証の表面に記載した建設業の種類以外の建設業の種類について、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合 (③による建設業の種類に記載がない場合において、講習修了証交付後に規則第 7 条の 3 第 3 号に該当するに至った場合を含む。) の当該建設業の種類追加</p> <p>⑤ 講習修了証には、事務規程に定めることにより、講習修了証の有効期限を記載すること。</p>	
	<p>(7) その他登録基幹技能者講習事務に関し必要な事項 (第 18 条の <u>3</u> の <u>8</u> 第 14 号関係)</p> <p>① 更新手続きに関する規定として、以下の内容を盛り込むこと。</p> <p>ア 更新手続きの実施場所に関する事項</p> <p>イ 更新手続きの日程に関する事項</p> <p>ウ 更新手続きの申込みに関する事項</p> <p>エ 更新手続きの手数料の額に関する事項</p> <p>オ 更新講習を実施する場合は、講義の科目、内容、内容ごとの講義時間に関する事項</p>	

	<p>② 更新手続きの手数料の設定については、申請者の過度な負担とならないよう配慮すること。</p> <p>また、更新手続きの手数料は、申請者の所属にかかわらず同一の料金とすること。</p> <p>③ 更新手続きは、講習修了証の有効期限の1年前から受付を開始することができる。</p> <p>④ 講習修了証の有効期限を経過した場合は、事務規程に定めることにより、半年以内に限り更新することができる。また、事務規程に定めるところにより、有効期限経過後1年以内に限り講義の受講を免除することができる。なお、講習修了証の有効期限を経過した者については、経営事項審査における加点対象とはならないことに留意すること。</p>	
3 (略)	<p>3 本通達の施行より前に登録基幹技能者講習を修了した者に限り、2の(3)の①のア及びイの年数の要件を単一の建設業の種類における経験年数によって満たさない場合であっても、1の(2)の①の複数の建設業の種類における経験年数によって満たす場合には、2の(7)の更新手続きを行うことができる。ただし、この場合は2の(6)の③、2の(6)の④のウは、適用しないこととする。</p>	
4 (略)	<p>4 本通達の施行より前に交付された講習修了証は今後も有効とするが、施行後、登録基幹技能者講習実施機関は2の(6)の③、2の(6)の④のウの記載をした講習修了証を2の(3)の①のア及びイを満たす者に速やかに交付するよう努めること。交付に係る費用は、事務規程に定めるところにより、実費分を本人負担とすることができるものとする。</p>	

エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 〇九 （略）

二 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 （略）

二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数

人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三 法第二十七条の二十三第二項第二号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。

一 〇九 （略）

（新設）

2 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 （略）

二 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第十八条の三の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数

三・四 (略)

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無

イ 公認会計士又は税理士であつて、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの

ロ 登録経理試験（建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の十九、第十八条の二十及び第十八条の二十二において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ハ 登録経理講習（登録経理試験に合格した者に対する建設業の経理に必要な知識を確認するための講習であつて、第十八条の二十

三、第十八条の二十四及び第十九条において準用する第十八条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたものをいう。以下同じ。）を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して五年を経過しないもの

ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

三 建設業に従事する職員のうち前号イからニまでに掲げる者の数

第十八条の四 (略)

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能

三・四 (略)

3 第一項第四号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。

一 (略)

二 建設業の経理に関する業務の責任者のうち次に掲げる者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無

イ 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

ロ 建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて、第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第七条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録経理試験」という。）に合格した者

(新設)

(新設)

三 建設業に従事する職員のうち前号イ又はロに掲げる者で建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められるもの数

第十八条の三の二 (略)

2 前条第二項第二号の登録を受けようとする者（以下「登録基幹技能

者講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の六までにおいて同じ。)にあつては、その代表者の氏名

二・三 (略)

四 登録基幹技能者講習委員(第十八条の六第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。次項第四号及び第十八条の十第六号において同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇三 (略)

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五〇七 (略)

(欠格条項)

第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第十八条の十五の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

(登録の要件等)

第十八条の六 国土交通大臣は、第十八条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしな

者講習事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録基幹技能者講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第十八条の三の四までにおいて同じ。)にあつては、その代表者の氏名

二・三 (略)

四 登録基幹技能者講習委員(第十八条の三の四第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

五 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇三 (略)

四 登録基幹技能者講習委員のうち、第十八条の三の四第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

五〇七 (略)

(欠格条項)

第十八条の三の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十八条の三第二項第二号の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第十八条の三の十三の規定により第十八条の三第二項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

(登録の要件等)

第十八条の三の四 国土交通大臣は、第十八条の三の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録

ればならない。

一 第十八条の八第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 (略)

2 (略)

第十八条の七 (略)

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の八 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 (略)

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の人による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九・十 (略)

(登録事項の変更の届出)

第十八条の九 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の十 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 (略)

十三 第十八条の十六第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習事務

をしなければならない。

一 第十八条の三の六第三号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 (略)

2 (略)

第十八条の三の五 (略)

(登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務)

第十八条の三の六 登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の三の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一 (略)

八 講習の課程を修了した者に対して、別記様式第三十号による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九・十 (略)

(登録事項の変更の届出)

第十八条の三の七 登録基幹技能者講習実施機関は、第十八条の三の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(規程)

第十八条の三の八 登録基幹技能者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録基幹技能者講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 (略)

十三 第十八条の三の十四第三項の帳簿その他の登録基幹技能者講習

に関する書類の管理に関する事項  
十四 (略)

第十八条の十一・第十八条の十二 (略)

(適合命令)

第十八条の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の十四 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の十五 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十八条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条の九から第十八条の十一まで、第十八条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十八条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

事務に関する書類の管理に関する事項  
十四 (略)

第十八条の三の九・第十八条の三の十 (略)

(適合命令)

第十八条の三の十一 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関の実施する登録基幹技能者講習が第十八条の三の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条の三の十二 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が第十八条の三の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録基幹技能者講習実施機関に対し、同条の規定による登録基幹技能者講習事務を行うべきこと又は登録基幹技能者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十八条の三の十三 国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十八条の三の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条の三の七から第十八条の三の九まで、第十八条の三の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十八条の三の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

- 四 (略)
- 五 第十八条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 (略)

第十八条の十六・第十八条の十七 (略)

(公示)

第十八条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十八条の九の規定による届出があつたとき。
- 三 第十八条の十一の規定による届出があつたとき。
- 四 第十八条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第十八条の十九 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 四 (略)
  - 五 登録経理試験事務申請者が第十八条の二十二において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
  - 六 (略)

(登録の要件等)

第十八条の二十 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)

- 四 (略)
- 五 第十八条の三の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 (略)

第十八条の三の十四・第十八条の三の十五 (略)

(公示)

第十八条の三の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十八条の三の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十八条の三の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十八条の三の十三の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第十八条の四 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 四 (略)
  - 五 登録経理試験事務申請者が第十八条の七において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
  - 六 (略)

(登録の要件等)

第十八条の五 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 (略)